

媒介論としてのヘーゲル矛盾論—ヘーゲル『大論理学』矛盾節の解釈—

京都大学 堀永哲史

序

本稿はヘーゲル『大論理学』本質論、反省諸規定章の「矛盾」を主題にする。一般に矛盾は回避すべきだとされる。しかしヘーゲルの矛盾論は無矛盾律に抵触するように見えるため、形式論理学（古典論理学）の立場から非難されてきた¹⁾。

ヘーゲル研究のなかではヘーゲルの矛盾を「疑似矛盾」だとする見解（Wieland 1973, 398）がある一方で、矛盾を認める見解もある（以降特に断わりがない限り「矛盾」はヘーゲルの矛盾を指す）。ただし後者にも矛盾の位置づけをめぐって様々な解釈がある。それらの解釈をエンゲルハルトは三つに分けるが（Engelhard 2012, 224）、ここでは簡潔に二つに分ける。第一の解釈は矛盾を最大限に尊重し、ヘーゲルにとって「真の矛盾は存在する」と理解する。この解釈は例えば「あらゆる事物は自己自身において矛盾するものである」（GW11, 286）という矛盾節の注の記述からしてもテキストに忠実である。ただしこの解釈はそのままでは一般には受け入れがたい。他方で第二・第三の解釈は共通して、否定される下位の思考形態のもとにのみ矛盾が生じて、ヘーゲルの最終的な立場では矛盾が解消することを強調することで、無矛盾律との折り合いをつけようとする。

たしかに第二・第三の解釈が主張するとおり「矛盾は自らを解消する」（GW11, 280）とされる²⁾。しかしだからといって無矛盾律に抵触しないことにはならない。というのは矛盾が解消するにせよ、イーバーが言うように、ヘーゲルは体系のなかに「矛盾を積極的に取り入れている」（Iber 1990, 449）からである。仮に無矛盾律に抵触しない体系を作るのであれば、矛盾を体系の「本質的な契機」（GW12, 246）にすることはしないだろう。

本稿は敢えて言えば第一の解釈をとる。ただし、ヘーゲルはあらゆる矛盾を許容するわけではないと限定し、ヘーゲルの矛盾の特有性をとりだす。この特有性は次の二点に答えることで明らかになる。つまり（一）ヘーゲルの矛盾はどのような条件で成立するのか、（二）その矛盾は何についての矛盾なのか、である。本稿の課題はこれらに答える仕方で、矛盾が成立する場面を画定してヘーゲル矛盾論を理解可能なものにすること、さらにその積極的な役割を示すことである。

ところでヘーゲルは至る所で直接性や所与性を批判し媒介を徹底しようとする（例えば W8 §66）。この点は近年、セラーズらの「所与の神話」批判と

関連づけて語られることも多い（例えば大河内 2016）。大河内が言うように、ヘーゲル論理学の関心事の一つは「全面的な媒介の論理を提供する」（大河内 2016, 258）ことである。先取りすれば、本稿はこの「媒介」を規定一般にかかわる媒介として理解したうえで、ヘーゲルの媒介論にとって矛盾論が積極的な役割をもつと結論づける。

本稿は以下の順序で進む。まずは「矛盾」の議論の文脈をおさえるために、第一節で「対立」以前の反省諸規定を関係項の規定関係として再構成し、その次に第二節で対立節を扱う。対立は三つに区別されるが、とくに「矛盾」の解釈に影響を与える第三の対立に重点をおく。そして第三節で矛盾節を扱う。ここでヘーゲル矛盾論の特有性をとりだす。結論ではこの矛盾論の積極的な役割を示す。

一 同一性と差異性

反省諸規定章は「A. 同一性」、「B. 区別」、「C. 矛盾」から成り、区別がさらに「1. 絶対的区別」、「2. 差異性」、「3. 対立」に下位区分される。これらそれぞれが「反省規定」と呼ばれる。『大論理学』本論での反省規定の内在的な導出過程を追う余裕はないため、本節では反省規定を規定にかかわる関係様式とする観点から、本文に付された注や『エンツィクロペディ』の記述も用いながら同一性と差異性を再構成する。

ヘーゲルは反省諸規定を「それ自体において関係である諸規定性」（GW11, 259）と呼ぶ。反省規定が「関係」であるのは、例えば同一性が自己関係を意味するように、反省規定は何らかの関係様式だからである。しかも反省規定は或るものがそれ自身として規定されている場合にとる関係様式である。例えば＜或るものは或るものである＞という「自己同等性」（GW11, 260）は、或るものがそれ自身として規定されていることを表す関係様式である。

しかし或るものの規定性のためには同一性だけでは不十分である。例えば「植物は植物である」という言明は何も言っていない（GW11, 264）。植物が規定されるためには、植物は自分とは異なるものとの「区別」を必要とする。ヘーゲルの媒介主義の発想からすれば、＜或るものは他のものとの関係のなかではじめて、それ自身として規定される＞はずである。この他のものとの関係が出てくるのが「差異性」である³⁾。

差異性では、独立に存立する「互いに無関係に異なるもの」が、「外的反省」ないし「比較」の観点から、「同等性」や「不等性」という規定のもとで外的に関係づけられる（GW11, 268）。つまり、まず関係に先立ってすでに特定の

何かであるもの（例えば牛と馬）があつて、そのあとに比較によってそれらの互いへの関係（例えば不等性）が外的に付加される。

しかし規定関係としては、差異性には二つの欠点が指摘されうる。第一に、差異性は関係項にとって外在的な関係であるので、関係項は自らの規定性のために必要な内在的な関係を欠いており、それゆえ空虚なもの（「否定を欠いた自己関係つまり抽象的な自己同一性」（GW11, 270））でしかない。第二に、差異性の項は外的反省しだいであらゆる他のものと関係づけられるので、規定性をもたらさない関係（例えば＜上は甘さでない＞）までも許容される⁴⁾。

関係項がそれ自身として規定されているためには両項が内在的な規定関係のうちになければならない。つまり形式的に表すと、A（例えば上）の否定がB（例えば下）でありBの否定がAであるような関係のように、他方への否定的な関係が一方を規定するような関係である。この際、各々の他方は、「他のもの全般」ではなく「固有の他のもの」である（W8, §119）⁵⁾。こうした固有の他のものとの否定的な関係が「対立」と呼ばれる。

二 対立

以上では「同一性」から始まり、関係項の内在的な規定関係としての「対立」が成立するまでの過程を概観した。実際、ヘーゲルは、対立では「[...] 各々〔対立項〕が存在するのはただ、各々の非存在が存在するかぎりである」（GW11, 273）と言う。つまり対立とは、＜或るものは、固有の他のもの（各々の非存在）でないことによってはじめて、それ自身として規定される＞という関係のことである。

ヘーゲルは対立に固有の二つの規定を「肯定的なもの（das Positive）と否定的なもの（das Negative）」（GW11, 273）と呼ぶ（以下では引用を除いて前者を「P」、後者を「N」と呼ぶ）。ところで対立は三つ（対立①、対立②、対立③と呼ぶ）に区分される。しかも、ここで詳述する余裕はないが、それらは関係様式の面からすると順に「同一性」、「差異性」そして「対立」の過程を再度繰り返す（vgl. Iber 1990, 406 Anm.）。それゆえPとNそのものの対立は対立③のみである。そこで本節では対立①と②については要点をとりだすだけにし、対立③の解釈に移る。

（1）対立①と②

上述のように、対立項は他方との関係があつてはじめて存在する。この関係は「一つの媒介」（GW11, 274）と呼ばれ、対立関係が成り立つ同一の土台である。対立①はこの一つの媒介に依存した対立項の関係である。例えば「東

への一時間の道のりを進み同じだけ西へと戻ると、はじめに進まれた道のりは廃棄される」(GW11, 276) という場合である。つまり、同じ一時間の道のり(同一の土台)においてのみ、東への道のり(以下、E)と西への道のり(以下、W)が相対する。もしEとWが同じ一本の道のりを共有していなかったら、両者はたんに異なるだけの道のりであって対立関係にはない。

これに対して対立②の両項は、他方への関係なしにそれ自身であるものとして自己のうちに閉じて(「自己内反省」(GW11, 274) して) いるので、互いに無関係な「たんに異なる〔項〕」(GW11, 274) である。それゆえ両項が他方との関係のなかでPやNとして規定されるのは、それら自身においてではなく「外的反省」(GW11, 274) によってである。例えばEとWは、「それ自体で肯定的な道のり」であるのでも「否定的な道のり」であるのでもなく、「これらの外に属する第三の観点」(外的反省) によっていずれかに規定される(GW11, 276)。つまり東へ向かう人にとっては、EがPで、WがNとなる。しかし西へ向かう人にとってはその反対になる。

(2) 対立③

以上で、対立①の対立項が互いに共有する同一の関係に依存して成立するのに対して、対立②の対立項は互いに無関係に前提される、ということを示した。対立③はこれら両側面を統一するかたちで成立する。

まずは対立②から対立③への移行を問題にする。この移行の解釈は、対立①から③までを同じ水準の対立として捉える解釈と別の水準で捉える解釈とに大別できる。例えば前者の立場をとる牧野は三つの対立とそれにつづく矛盾をすべて「上と下」の例で説明する(牧野 2016, 119-121, 123)。しかし第三節、(2) で見るように、この解釈はテキストからも内容面からも理解できない。そこで本稿は後者のように対立①・②と対立③とを別の水準の対立として理解する⁶⁾。まずはヘーゲルが対立③への展開を示した箇所を見る。

肯定的なものと否定的なものは第三に、ただ措定されたものにすぎないのでもたんに無関係なものにすぎないのでもない。むしろ肯定的なもの自身でも否定的なもの自身でもない一つの統一における両者の措定された存在ないし他のものへの関係は、各々へと取り戻されている。(GW11, 274)

引用を解釈する前に対立②を振り返ると、その対立項は内在的な関係を欠いていた。しかし対立②の対立項（例えば E と W）は、各々がそれ自身として規定されているかぎり、他方への関係を内在化していなければならない。かりに E が W への関係を内在化していないとすれば、それはたんなる道のり一般でしかないだろう。というのは E は W の否定として E 自身であって、W についても同様だからである。したがって対立項は外的反省によってではなく、各々自身において他方と対立する。

引用では、このことが対立①・②との対比のなかで語られている。つまり対立③の対立項は、一つの媒介に依存するだけの「措定されたもの」（対立①の対立項）でも、たんに「無関係なもの」（対立②の対立項）でもない。いまや対立項は、一方で「他のものへの関係」（一つの媒介）を取り戻しているという点で無関係な項でなく、他方でそれを「各々」が取り戻しているという点で一つの媒介に依存した項でもない。つまり、対立項は他方への関係を各々自身において内在化している。こうしてようやくヘーゲルの本来的な意味での「対立」が成立する。

ただし対立③の対立項のもとで念頭に置かれるのは、E や W も含む相関規定全般ではなく、これらの規定が内在的な規定関係において他方に対してとる二つの在り方そのものである。この二つの在り方とは、規定関係における前提を表す「肯定的なもの」と、この前提への依存性を表す「否定的なもの」である。実際、ヘーゲルは対立③ではじめて「肯定的なものと否定的なものはそれ自体で独立した反省規定である」（GW11, 274）と言い、P と N そのものを主題にする。例えば＜E は W でないことによってそれ自身である＞という規定関係を考えるならば、この場合、W が E にとって前提（P）となり、E が W への関係に依存したもの（N）となる（この反対も成り立つ）。そして対立③の対立項は、E と W ではなく、E と W が他方に対してとる二つの在り方（P と N）そのものである。ここに対立①・②と対立③との水準の違いがある。以上の議論を踏まえて、以下では P と N の特徴を確認する。そこではそれぞれの第一義的な意味だけでなく他方の側面も指摘される。

一方で「肯定的なものは、対立していないもの、つまり止揚された対立であるが、ただし対立自身の項としてである」（GW11, 274）とされる。P は対立に先んじて前提されるものという意味で「対立していないもの」である。それゆえ P は第一義的には＜対立なしにそれ自身である＞という自立性や「自己同等性」（GW11, 273）を表す。しかし P は、N と対立してはじめて P 自身であるという意味では、すでに「対立自身の項」でもある。

他方で「否定的なものは肯定的なものに対して自分だけで存立する対立したものである」(GW11, 275) とされる。ここでは N の二面性がひと言で言われているので分解して理解する。まず N は第一義的には、P に対して＜でない＞という「不等性」(GW11, 273) を表し、それゆえ P に対して「対立したもの」である。この意味で N は＜対立によってはじめてそれ自身である＞という非自立性も表す。しかし N は「自分だけで存立する」とも言われる。というのは N は P への否定的関係を内在化してそれ自身であるものとして、たんなる P の欠如ではなく、P に対抗する一つの実質的な規定だからである。

まとめると、第一義的には P は自立性を、N は非自立性を表すが、他方で両者は各々の反対の側面ももつ。そうすると各々は他方への関係を内在化する(「自分の他方の契機への関係を自分自身のもとにもつ」)ことになるので、各々は「独立に無関係な自立性」をもつ (GW11, 279) ⁷⁾。こうして対立③ではあくまで P と N の区別が強調される。

三 矛盾

(1) P と N の矛盾

前節では対立③で P と N そのものが主題になること、また P は自己同一性 (自己同等性) や自立性として、N は非同一性 (不等性) や非自立性として、両者の区別が固持されることを示した。以下では、この区別が解消され、P と N が他方を含むだけでなく、他方そのものでもあるという「矛盾」に至るまでの論証過程を追う。

まず P の矛盾について次のように言われる。

ここにある矛盾は、肯定的なものが、否定的なものを排斥することによって自己同一性を措定することとして、自己自身を、否定的なものの否定的なものにする [...] ということである (GW11, 280)

P は第一義的には、関係に先立ってそれ自身であるものとして「自己同一性」を表す。しかしまた P がそのようなものであるのは、P が N でなく (排斥)、P 自身である (自己同一性) というようにしてである。N への排斥の関係を含んでいないものは、P とは言えない。そうすると、P は、N でないという排斥をとおして、それ自身、N に対する N (「否定的なものの否定的なもの」) でもあることになる。こうして P は、自分を自分たらしめる排斥作用のなかで、ともに N でもあるという「矛盾」である ⁸⁾。

次に N の矛盾は以下に見られる。

否定的なものは同一性に対して自己同一的であることであり、したがって自分の排斥的な反省によって自己自身を自己から排斥することである。
(GW11, 280)

N は第一義的には、P への否定的関係に依存した「対立したもの」として「不等性」を表す。しかし N は P に対する実質的な規定でもある。そもそも N が実質的な規定であるからこそ、P は N から区別されて P 自身であることができる。というのは或るものがそれから区別されるところの他のものは、それ自身何かであるものでなければならないからである。こうして N は、P（「同一性」）でなく（排斥）、N 自身である（「自己同一的」）という点で、不等性としての N 自身でなくなる（「自己自身を自己から排斥する」）。したがって N もまた、自分を自分たらしめる排斥作用のなかで、ともに P でもあるという矛盾である。

以上のように矛盾とは、P と N が各々自身でありながら、その内在的な自己否定をとおして、各々自身の反対でもあることである。これを以下では＜反転＞と呼ぶ。この反転の論理に飛躍が認められないかぎり、ヘーゲルの矛盾は不条理でない。

（2）日常的な相関諸規定における矛盾

上では矛盾節の本論における P と N そのものの矛盾を説明した。ところで、ヘーゲルは矛盾節の注で「上と下、右と左、父と子」といった日常的な「相関諸規定」に「矛盾」が示されるとも言う（GW11, 288）。例えば牧野は、P/N と日常的な相関諸規定との水準の違いを見ないため、前者と同じように後者にも他方への反転を見出して、「上が上であることを否定して下になり、下が下であることを否定して上になる」（牧野 2016, 123）と言う。しかし P と N の場合と違って、上と下には他方への反転を引き起こす内在的な自己否定の論理はない。それゆえ牧野が示す例は不条理な矛盾である。

本稿は対立③を自立性（P）と非自立性（N）そのものの対立と理解し、矛盾も P と N の矛盾と理解した。それゆえ日常的な相関諸規定のもとで示される矛盾も、P と N の水準での矛盾だと理解する。このことは以下のヘーゲルの記述にも見てとれる。

上は下でないものである。上は下でないこととしてのみ規定されており、ただ下が存在するかぎりでのみ存在する。その逆もまたしかりである。一方の規定のなかにはその規定の反対のものがある。[...] 同様に、上と下や右と左は自己内反省した〔規定〕でもあり、関係の外にある或るものでもあるが、しかし〔この場合〕たんに場所一般にすぎない。——対立したもののどもが、同じ観点で、否定的に互いに関係しあったり相互に止揚しあうものであるとともに、互いに無関係なものであるかぎりで、対立したもののどもは矛盾を含む。(GW11, 288)

二文目から相関諸規定の規定関係を背景にして矛盾が語られていることがわかるだろう。以下で上の引用を解釈する。

一面では、上と下は他方の規定が「存在するかぎりでのみ存在する」。この場合、上と下は他方の規定に対して非自立的なもの(N)である。しかし上と下がNでしかないとすれば、各々は<でない>という不等性でしかなく、それ自身であるものとして存立しないことになる。他面では、上と下は、他方の規定を内在化してそれ自身であることによって自己に閉じた(「自己内反省した」)規定であり、そのかぎりで互いへの「関係の外」で自立的なもの(P)である。しかし上と下が他方への関係を欠くと、各々は自分の規定性を失ってたんなる「場所一般」になる。したがって上と下は、それ自身として規定されているためには、各々がPかつNでなければならない。

上と下の各々がPかつNであることを論理的に支えるのは、本節(1)のPとNそのものの矛盾の論理である。例えば上が前提され、その否定として下が規定されとする(この反対でもよい)。この場合、上はNとしての下に対してPであるが、しかしPがPであるためにはNに対して否定的に関係しなければならず、そうしてPはNに対するNとなる。そうするとPとしての上はNとしてもあることになる。Nとしての下についても同様である。このPとNの反転の必然性からしても、上と下は各々自身においてPかつNである。

したがって「矛盾」とは、「上は下である」や「下は上である」という事態ではなく、「同じ観点」において、上と下が、「否定的に互いに関係しあ[うもの]」(N)でありかつ、各々が「互いに無関係なもの」(P)であるということである。この「同じ観点」は、上と下の内在的な相互規定関係における論理的な同時性のことを意味する。実際、上と下が論理的に同時にPかつNであるからこそ、上と下の内在的な相互規定関係が成り立つ。

以上の議論からヘーゲル矛盾論の特徴を二つとりだす。

①【ヘーゲルの矛盾は固有の他のものとの規定関係のもとで成立する】

第一節で概略したように、規定関係としての反省規定は反省諸規定章が進むにしたがって、単純な同一性から外的な他のもの全般との関係（差異性）を経て、固有の他のもの同士の規定関係（対立）に至る。この対立が矛盾に展開するのだから、矛盾は固有の他のもの同士の規定関係のもとで成立する。

②【ヘーゲルの矛盾は自立性と非自立性についての矛盾である】

しかも矛盾し他方へ反転するのは、対立項の他方に対する在り方すなわち自立性（P）と非自立性（N）である。ただしヘーゲルの議論には、PとN以外の相関規定でもそれ自身が他方へ反転する場合がある。それはその相関規定の意味にとってPとNが本質的である場合、つまりその相関規定が元から従属的な規定関係を成す場合である。例えば＜実体と偶有性＞や＜原因と結果＞などである。これに対して、規定関係においてどちらがPでもNでも構わない相関規定の場合、この相関規定自身は反転しない。これは例えば＜EとW＞や＜上と下＞などである。

以上の二点から、序で掲げた（一）ヘーゲルの矛盾の条件は何か、また（二）何についての矛盾なのか、という問題に答える。（一）矛盾が成立するのは、二つの項が固有の他のものとの規定関係にある場合である（①）。（二）矛盾はその両項の互いに対する二つの在り方についての矛盾である（②）⁹⁾。

したがって規定性にとって本質的な排斥の働きのなかに、ヘーゲルによる無矛盾律の徹底を見出すブランドム（Brandt 2002, 179）と違って、本稿はまさに同じ場面に無矛盾律の否定を認める¹⁰⁾。とは言え形式論理的な矛盾が $(A \wedge \neg A)$ という形式に該当するあらゆる言明を包含するのに対して、ヘーゲルの矛盾は上記の二点が問題になる場合にのみ成り立つ。それゆえヘーゲルはあらゆる矛盾を許容するわけではない。上記の二点を問題にしない場合はヘーゲルの矛盾にわずらわされることはないだろう。

結論

最後にヘーゲルの特有な矛盾論がヘーゲルの媒介論にとって重要な役割をもつことを指摘して本稿をとじる¹¹⁾。

ヘーゲルのPとNの矛盾から帰結するのは、規定関係において対立項の一方が関係に先行する所与のもの（P）であり他方が関係に依存するもの（N）

であるという従属関係が維持できず、対立項の各々はその関係のなかで P かつ N でなければならないということである。この従属関係があるかぎり、所与性は残る。しかしヘーゲルは矛盾論によって、所与性を前提しない相互媒介の成立を抽象的な次元で示したのである。そして以上のことからすれば、「あらゆる事物は自己自身において矛盾するものである」(GW11, 286) というヘーゲルの主張は、<あらゆる事物は他のものと媒介的に規定されているかぎりで、他のものに対して P かつ N であるという矛盾である>という事物についての媒介的な見方として理解できる。

注

- 1) Hösle 1988, 156-157 ではポパーらによる代表的な批判が主に二つ挙げられている。①矛盾を許容する理論は「論証論的矛盾律」(Hösle 1988, 158)にも抵触するので別の理論の矛盾を批判できない点、②無矛盾律の否定からはあらゆる任意の命題が導き出される点(いわゆる「爆発」)である。①の批判に対しては、本稿はヘースレに賛同して、ヘーゲルが論証論的矛盾律を否定しないと理解する(Hösle 1988, 161; Schick 2010, 301 も参照)。本稿はヘーゲルの矛盾がまさに論証可能であることを示す(第三節、(1))。次に②の批判に対しては以下。爆発が生じるきっかけは選言導入と選言三段論法にある(爆発の論理については Engelhard 2012, 221 Anm.を参照)。選言導入の際に問題になるのは選言の真理条件と選言肢の真理値であって、選言肢相互の内容的な関係ではない。それゆえ例えば『雪は白い』 $\vee$ 『三角形は二辺からなる』という内容的に無関係な選言が可能になる。内容にかかわらない選言が可能だからこそ、爆発の論理はあらゆる任意の命題を導出できる。これに対して、ヘーゲルの対立や矛盾は内容的に規定しあう諸規定の間に成り立つ。また判断論の選言判断でも選言肢は「主語の普遍的領域全体」(GW12, 80)のもとで内容的に関係する。ここで問題なのは排斥的選言か非排斥的選言かではなく、選言肢の関係が内容を考慮するのか真理値のみを考慮するのかということである。爆発を引き起こすには内容を度外視した選言導入が可能でなければならないが、ヘーゲル論理学では内容が考慮されるため爆発がおこらない。もちろんある論理学の体系から論理的に正しい規則を排除するには、そのための正当な理由が必要だろう。その理由としては、ヘーゲル論理学は形式的な論理的妥当性ではなく、形式的な諸規定そのものの内容やそれを規定する関係も問題にするという点をさしあたり挙げることができる。
- 2) また W8, §119 Z. 2 と Hösle 1988, 164 も参照。

3) 本節は内在的な解釈を目的にしておらず、また紙幅の都合もあり「絶対的区別」節を省略する。

4) <上は甘さでない>のような判断はヘーゲルの術語では「否定的無限判断」(GW12, 69-70)に当たる。山口によれば、無限判断の要点は「主語と述語の決定的乖離、主語についての述定の拒否」(山口 1988, 151)である。例えば、「上」と「甘さ」は、類が異なっており同一の土台のもとにないという点で乖離している。さらに「上」は「甘さ」でないことによって規定されるわけでもない。規定性を確定しないようなこうした関係は規定関係として不十分である。実際ヘーゲルは対立節の注で、無限判断に該当する例(「精神は甘いか甘くないかである」等)を「くだらないもの」として「対立」から退ける(GW11, 285)。

5) 「固有の」という訳は『小論理学(下)』松村一人訳、岩波書店、1996年、一一九節を参考にした。

6) M・ヴォルフに端を発する解釈も、対立①・②と対立③とを別水準の対立として捉える(M. Wolff 1981, 124-125; Iber 1990, 411; 山田 2011, 172, 173, 177の注22)。しかし本稿はどの点にその水準の違いを見てとるかにに関して、この解釈と異なる。M・ヴォルフの解釈によれば、対立②で無関係な項として前提されたもの(EとW)と、外的反省に属していた諸規定(PとN)とが、それぞれPとNとして対立するのが対立③だとされる。しかしこの解釈を矛盾節の注3の議論に援用すると、矛盾する両項は「上/下」と「P/N」だということになり、テキストとの整合性がとれなくなる。

7) <他方への関係を内在化しているがゆえに自立的である>という構造はモナドの無窓性と似ている。モナドは「宇宙を絶え間なく映す生きた鏡」(Leibniz 2014, 133)として他のものへの関係を内在化している。そのためにモナドは、それ自身であるために他のモナドを必要とせず、それゆえ「モナドに窓はない」(ebd. 113)。ただし、モナドが内在化するのは宇宙すなわち他のもの全般への関係であるのに対して、ヘーゲルの対立項が内在化するのは固有の他のものへの関係である。

8) Pの矛盾は、 $\neg(A \wedge \neg A)$ という形式論理的な無矛盾律に抵触する厳密な矛盾である。というのは、Nは非Pであるため、「PはPでありかつNである」は、「PはPでありかつPでない」を意味するからである。Nの矛盾も同様の理由から厳密な矛盾である。

9) 本稿と異なる矛盾の解釈でよく見られるのは、ヘーゲルの矛盾を、「命題が主張すること」と「命題そのもの、または命題が何がしかを主張することによってなすこと」との間の不一致(Wieland 1973, 398; Bubner 1980,

27; Hösle 1988, 199; Schick 2010, 328ff.) だとする解釈である。しかしこの解釈は矛盾が現れる仕方を表現するだけで、矛盾が成立する条件を解明していない。

10) 正確に言えばブランドムはヘーゲルの矛盾の所在を見逃している。たしかに、上と下との規定的な排斥関係のもとではそれら自身が他方へ反転するわけではないので無矛盾律には抵触しない。しかしそれらの他方への在り方という水準に着目すれば、上と下は各々に対して P かつ N であり、矛盾がある。

11) 本稿とは違って、無矛盾律などの思考の根本原則を公理として前提する立場への批判に、ヘーゲル矛盾論（と反省諸規定章全体）の積極的な意義を認める解釈もある（Iber 1990, 255-256; Schick 2010）。シックによれば、思考の根本原則を基礎づけようとする際にはつねにすでにその原則を前提していなければならないという「循環」の問題があり、これに関して現代論理学も含む形式論理学は「循環」を度外視するのに対して、ヘーゲル（とフィヒテ）は「循環」に積極的な役割を与える、とされる（Schick 2010, 18ff.）。本稿はこの解釈を認めつつも、思考の根本原則に限定せず、＜規定一般にかかわる媒介＞というより広い視点のもとで矛盾論を解釈した。

文献表

【凡例】

『大論理学』からの引用は G. W. F. Hegel, *Gesammelte Werke, Hamburg*, 1968f. に依拠し、略号 GW のあとにその巻数と頁数を表記する。『エンツィクロペディ』からの引用は G. W. F. Hegel, *Werke in zwanzig Bänden, Frankfurt am Main*, 1986. に依拠し、略号 W のあとにその巻数と節番号を表記する。

【二次文献（外国語）】

Brandom, R. B., 2002, *Tales of the Mighty Dead: Historical Essays in the Metaphysics of Intentionality*, Harvard.

Bubner, Rüdiger, 1980, *Zur Sache der Dialektik*, Stuttgart. (『ことばと弁証法』伊坂青司・鹿島徹訳、晃洋書房、1993 年。)

Engelhard, Kristina, 2012, Das Problem des Widerspruchs in Hegels System, in: *Logik und Realität*, Christoph Jamme und Yohichi Kubo (Hrsg.), München, S. 207-233.

Hösle, Vittorio, 1988, *Hegels System*, Bd. 1, Hamburg.

Iber, Christian, 1990, *Metaphysik absoluter Relationalität*, Berlin.

Leibniz, G. W., 2014, *Monadologie und andere metaphysische Schriften*, hrsg. u. übers. v. Ulrich Johannes Schneider, Hamburg. (『モナドロジー 他二篇』谷川多佳子・岡部英男訳、岩波書店、2019年。)

Schick, Stefan, 2010, *Contradictio est regula veri. Die Grundsätze des Denkens in der formalen, transzendentalen und spekulativen Logik*, Hamburg.

Wieland, Wolfgang, 1973, Bemerkungen zum Anfang von Hegels Logik, in: *Wirklichkeit und Reflexion. Walter Schulz zum 60. Geburtstag*, Helmut Fahrenbach (Hrsg.), Pfullingen, S. 395–414.

Wolff, Michael, 1981, *Der Begriff des Widerspruchs : eine Studie zur Dialektik Kants und Hegels*, Hain. (『矛盾の概念』山口祐弘・山田忠彰・河本英夫訳、学陽書房、1984年。)

【二次文献（日本語）】

大河内泰樹、2016、「認識批判と経験科学：ヘーゲル『大論理学』、概念論、「認識の理念」章の読解を通じて」、『情況二〇一六年 六・七月』、情況出版株式会社、254-272頁。

牧野広義、2016、『ヘーゲル論理学と矛盾・主体・自由』ミネルヴァ書房。

山口祐弘、1988、『近代知の返照』学陽書房。

山田有希子、2011、「ヘーゲル論理学における『矛盾』の概念とカントのアンチノミー論批判」『ヘーゲル哲学研究』第十七号、こぶし書房、163-177頁。